

## 佐賀県規則第4号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則の一部を改正する規則  
佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則（平成26年佐賀県規則第68号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則における用語の意義は、<u>条例、食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(自主回収の報告)</p> <p><b>第3条</b></p> <p>略</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 条例第23条第1項第2号の規則で定める食品又は添加物は、次に掲げる食品又は添加物とする。</u></p> <p><u>(1) 消費期限又は賞味期限の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。）</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則における用語の意義は、<u>条例で使用する用語の例</u>による。</p> <p>(自主回収の報告)</p> <p><b>第3条</b> <u>条例第23条第1項の規則で定める食品等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第2項の規定に違反する器具又は容器包装</u></p> <p><u>(2) 食品衛生法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある食品等</u></p> <p><u>(3) 食品衛生法第9条第1項又は第17条第1項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある食品等</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(2) アレルゲンの表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物</u></p> <p><u>(3) 保存の方法の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物</u></p> <p><u>(4) 使用の方法の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物</u></p> <p><u>4 条例第23条第1項第3号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号又は第2号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。</u></p> <p><u>5・6 略</u></p>	<p><u>4・5 略</u></p>

様式第1号及び様式第2号中「㊸」を削る。

様式第3号中「㊸」を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。